

## 平成21年第3回（5月）出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 5月29日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第39号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号））	3
議案第40号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号））	6
議案第41号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号））	7
議案第42号 町長専決処分について（平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））	8
議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）	13
議案第44号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）	15
議案第45号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	17
議案第46号 町有財産の無償譲渡について	21
発議第3号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	22
閉 会	24
署 名	25

第 1 号

( 5 月 2 9 日 )

## 平成21年第3回（5月）出雲崎町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

平成21年5月29日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第39号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号））
- 第 4 議案第40号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号））
- 第 5 議案第41号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号））
- 第 6 議案第42号 町長専決処分について（平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））
- 第 7 議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 8 議案第44号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 9 議案第45号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第46号 町有財産の無償譲渡について
- 第11 発議第 3号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成21年第3回出雲崎町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、田中政孝議員及び3番、南波榮一議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案第39号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号））

- 議長（中川正弘） 日程第3、議案第39号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第39号 平成20年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成20年度の年度末までに地方交付税、譲与税などの歳入金額が確定いたしましたので、平成21年3月31日に専決処分をいたしました。その内容につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なものは、1款町税、2款地方譲与税、7款ゴルフ場利用税交付金、10款地方交付税特

別分などの確定により計上いたしました。

19款繰入金におきましては、宅造会計からの繰入減、財政調整基金の繰入減を計上いたしました。

21款諸収入におきましては、中越沖地震対策被災住宅復興資金貸付金元利収入の減を計上いたしました。

歳出では、2款総務費で財政調整基金の積立1億8,008万4,000円の追加、3款民生費で老保会計繰出金の追加、4款衛生費では斎場事務委託料の減額を計上いたしました。

7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費につきましては、年度末までの実績に基づき減額をいたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1億5,705万1,000円を追加し、専決後の予算総額を37億3,608万4,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、今ほどの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明させていただきます。

313ページをお願いいたします。歳入、町税からでございます。町税関係につきましては、本日が出納閉鎖というようなことでぎりぎりでございますが、予算の専決の段階では見込みというふうなことで計上してございます。

2款地方譲与税につきましては、確定したものでございます。

続きまして、314ページ、地方道路譲与税、配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金までこれ確定でございます。それで、ゴルフ場利用税の状況でございますが、昨年に比べまして若干ふえてございます。入場者数自体も19年度の地震によりまして、18から19で、約2,000人落ちましたが、また盛り返してまいりまして、19年度と20年度比較しますと、入場者数は1,300人ぐらいふえているというふうな状況になってきているというようなことで若干盛り返してきているかなというふうな傾向にございます。

以下、交付金関係、自動車取得税交付金、これも確定したものでございます。

10款地方交付税につきましては、これは特別分の追加というふうなことでございまして、19年度は地震があった年というふうなことで、全体的には特別交付税3億8,000万ぐらいの交付を受けましたが、それから復興に向かったというふうな20年度につきましては1億8,600万円ぐらいの特別交付税というふうなことでございますが、それでも例年より約1億8,000万ぐらい多くなっております。例年1億円ぐらいですので、20年度の交付自体は8,000万円ぐらい多かったというふうな結果でございます。これは、確定した数字でございます。

続きまして、316ページ、ふるさと納税寄附金は、これ1件が年度末にございました。

あと、19款繰入金につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおり、宅地造成会計での買い戻しがありましたので、3月議会で一般会計への繰り出しを予算計上してございましたが、それが減額というふうなことになります。基金繰入金、これにつきましても財政調整基金の繰り入れを今回専決で減にいたしまして、実質20年度の繰り入れはゼロというふうなことでございます。また、20年度のこの3月末の財政調整基金の残高につきましては16億2,576万円というふうな金額となっております。あと、基金繰入金で中越沖地震復興支援基金の繰入金減でございますが、これは20年度で整備しました基金でございます。充当先は、釜谷の梅団地造成事業と、幾つかの震災復興のイベント関係の事業に充当しておりましたが、実際の実績にあわせて基金からの繰り入れを調整したというふうなことでございます。

町債につきましては、それぞれの事業の精算完了に伴うものの町債の変更というふうなことでございます。

続いて、318ページ、歳出でございます。全体的に最終的な調整した中で財政調整基金の積み立てを行っております。1億8,008万4,000円、利子を含めて追加というふうなことでございます。

民生費につきましては、今回議案、専決で同じくのっておりますが、老保会計への繰出金の追加というふうなものでございます。

あと、4款衛生費からは実績に伴うものの減、また地方債関係がございまして、財源更正をしているというふうなことでございます。

310ページの地方債の補正、それと314ページ、地方債の調書、これにつきましても事業費の確定に伴う増減というふうなことで今回整理をさせていただいたというふうなことでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 319ページの衛生費なのですが、450万円、これは減になっておるわけですが、この減という内容はどのような対応で減になったか、説明お願いいたします。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 斎場関係の事務のほうは、長岡市に委託しております。長岡市のほうで歳入のほうで新潟県市町村合併の特例交付金が入ったということで、これを充当させていただいたということで、この分を見ていただいたということで、結果的に委託費が減になったということです。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） そうすると、今回だけという考え方でよろしいのですか。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） そのとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第40号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号））

○議長（中川正弘） 日程第4、議案第40号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第40号 平成20年度老保会計補正予算（第3号）の専決処分につきましてご説明申し上げます。

平成20年度年度末に決定された国庫負担金等の交付決定に伴い、一般会計からの繰り入れが必要となりましたので、平成21年3月31日に専決処分をいたしました。

国庫負担金は、国の予算の範囲内で交付されることになっておりますが、全国的に医療費の月おくれ請求が国の当初の想定を上回ったことから、交付申請額よりも低い額での交付決定となりました。

このため歳入予算では、1款支払基金交付金及び2款国庫支出金を減額し、一般会計からの繰入金等を追加いたしました。



歳出予算では、2款医療諸費を医療給付費の見込額により減額しました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ620万円を減額し、予算総額を1億1,654万2,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 1点だけ補足説明をさせていただきます。

平成20年度の交付決定に伴います国庫負担金等の不足額の精算につきましては、平成21年度予算で対応するということになっておりますので、補足して説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第41号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（中川正弘） 日程第5、議案第41号 町長専決処分について（平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第41号 平成20年度宅造会計補正予算（第3号）の専決処分につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、川西第2期団地購入の予約契約をいただいたうちの1区画について辞退がありましたので、土地売払収入を減額し、違約金を追加いたしました。

また、歳出では一般会計繰出金を減額し、平成21年3月31日で専決処分を行いました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額341万9,000円を減額し、予算総額を3,258万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第42号 町長専決処分について（平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））

○議長（中川正弘） 日程第6、議案第42号 町長専決処分について（平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第42号 平成21年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきましてご説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、緊急雇用関係、林道の新規開設、天領の里駐車場の陥没復旧などの緊急な対応事項が発生したことに伴いまして、平成21年5月8日に専決処分を行ったものであります。

歳出、2款総務費、2項徴税费では、家屋調査業務で採用しました臨時職員の使用する車両関係費などを計上いたしました。

第6款農林水産業費では、新規採択となります林道船橋鉾入線の全体計画の調査業務委託料を計上いたしました。

7款商工費では、天領の里第1駐車場の陥没復旧工事費を計上いたしました。

9款消費費では、新型インフルエンザ対策としましてマスクの追加備蓄、感染防止用手袋、消毒用スプレー、赤外線体温計などの準備用品を計上いたしました。

10款教育費では、6月7日に開催の良寛朗読ライブの関係委託料を計上いたしました。

歳入につきましては、歳出補正の財源として県支出金、繰入金を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額971万8,000円を追加し、予算総額を31億5,371万8,000円といたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、若干の補足説明させていただきます。

歳出、143ページをお願いいたします。総務費、徴税费の関係でございますが、今ほどの町長の説明のとおり、緊急雇用いたしました職員の、主に家屋調査業務で外へ出るわけでございますが、軽自動車のリース代というふうなことで6カ月分を計上してございます。

それと、当初緊急雇用の関係で雇用保険は見ておりましたが、社会保険、厚生年金を見ておらなかった部分がございますので、今回一連のものを追加計上させていただいたというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、6款農林水産業費、林業費関係では、林道船橋鉾入線の開設関係の委託料を計上してございます。これは、歳入のほうで国県支出金で充当が7割補助がございます。国が10分の5、県が10分の2というふうなことで7割補助になってございます。

続いて、144ページ関係では、天領の里の駐車場の関係の陥没、それと臨時職員関係でございます。

それと、145ページ、消防費の関係でございます。これは、今回急遽新型インフルエンザ対策用品というふうなことで専決で買わせていただいた部分でございます。既に5,000枚のマスクについては備蓄は終わっておったのですが、今後のことの時点で予想した場合というふうなことで、プラスマスク5,000枚というふうなことで1万枚一応購入したというふうなことでございます。そのほか害が出た場合でのスプレー式の消毒剤、手洗い石けん、ペーパータオル、うがい薬、手術用になるのでしょうか、薄い手袋、ゴーグル、ビニール製のレインコート、あと、直接体にさわらなくて体温がはかれる赤外線を使った体温計2台というふうなことで急遽関係用品というふうなことで用意をさせてさせていただいたというふうな部分でございます。

146ページの社会教育費の良寛朗読ライブにつきましては、これ6月7日に既に予定されている部分での関係費の計上でございます。

歳入につきましては、142ページでございますが、県支出金の林業費の補助金、それと、本日先ほど申し上げましたように出納閉鎖というふうなことで財源的には財政調整基金のほうからの繰り入れを充当、さらに天領の里からの運営基金を繰り入れて、補修のほうに充当というふうなことでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、田中議員。

○9番（田中 元） 144ページ、天領の里の駐車場の陥没が原因で170万円、これは結構なのですが、原因の究明についてはどの辺まで進んでいますか。例えばの話がどういう理由でそうなったというもの、それからその後の措置についてどういうふうにして、陥没はないだろうという、その辺の対応はどうなっていますでしょうか。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） はっきりした原因については正直わかりません。ただ、一般論からいいますと、水によって土砂が吸い出されたと。ただ、その吸い出された場所等については全くわかりません。水分はありますし、あと、ガスがぶくぶく出ているというようなことで、やはりそういうものが原因となって16年間の間にじくじく土砂がどこかに吸い出されたということでございます。

またあと、その対策につきましては、これ本復旧につきましてはきょう専決させていただいたこの議案の関係ですけれども、仮復旧は終わっているわけで、その後の来場者等の状況を見ながら本復旧ということで、この5月31日のマリレビューウエディングⅡが終わったら本復旧に着工したいというふうに考えております。

原因の究明につきましては、この6月の補正に一応空洞探査業務を委託して、すべての更地について確認して対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 大体わかったのですが、実はあの一帯は昔石油を掘った跡だというようなことの中で、そういうような資料的なものがあるのであれば、活用すればいいのだろうし、またそういうようなこととなると、駐車場だけではなく、民地もみんな含めてだと思っておりますが、何か抜本的なことを考えなければならないこともあるのではないかと思います。その辺の対応は町長、どういうふうに持っていかれたらいいのでしょうか。やはり専門家にお任せするのがいいのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今回の駐車場の陥没は、全く予測できない状況の中に突如起きたことですので、特に駐車場、道路関係、この辺が今言うような突然変異の中で陥没し、もし車でも落ちたというようなことになって、物損事故はもちろんですが、人身事故にも至ると困るということで、その辺の駐車場、その辺周辺の道路関係がどういう空洞になっておるのかどうかということに対しての調査も進めるべきではないかというようなことも一応検討しておりますが、その辺のことにつきまして経費の関係、経費でははかれない、そういう人身事故に至ると大変なことになりますので、その辺のことも勘案しながら対応してまいらなければならぬというふうに思っておるわけですが、特に石油を掘った跡地であれ、いろんな跡地、その辺の把握をしなければならぬのではなかろうかというようなことで、図面上でもその辺の調査をしております。おりますが、それ以上にすべてをボーリングなりして調査というのはなかなか不可能ではないかと思っておりますので、今の駐車場関係の中でそういう面があるかどうかというものは6月補正で対応していきたいというふうに思っておりますので、その節はひとつまた皆様のご意見を承りたいと思っております。

○議長（中川正弘） ほかに。

8番、日山議員。

○8番（日山正雄） 消防費の件なのですが、新型インフルエンザの対応については素早い対応で敬意を表しているわけですが、全般的には何か鎮静化に向かっているような話ですが、この備蓄していただいたこういうものが、例えば新潟県にはもう確認されている人があるわけですが、この出雲崎町に対してはどの程度近間までそういうものが確認されてきたら、こういうものをきつと無償配布かなんかされるのだらうと思うのですが、出雲崎町に来てしまってからでは遅いと思うのですが、どの辺の近間まで来たらこの対応されるのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 新聞記事を見ますと、妙高市が要援護者に対してマスクを何枚か事前にお渡しして、その装着方法をというふうなことがちょっと載っておりましたが、私ども現段階では住民の方に1万枚をお配りしても1人2枚でしかないので、午前かえて、午後使つてというふうなことであつという間になくなりますので、本部での話の中では、できるだけあるうちに自分で用意を

していただく、買っていただくというふうな部分。

ただ、今後いろいろな想定の中でどうしても外出しなければいけない、人が集まらなければいけない、そういうところでマスクをして注意をしなければいけない、そういうふうなケースが想定された場合、やはり町のほうで持っているマスクを会場に入る場合はしてもらおうとか、いろんな使い方というのが出てくるかなという想定でとりあえず今備蓄をさせていただいたということで、今の段階では一軒一軒にお配りするという想定はまだない段階でございました。ただ、状況が進んでいけば、マスクがどこにもなくなれば、それはまたあるものをまたとにかくお出しするというふうなことはなると思います。というようなことで、実際どんなふうな形で動いていくかによってまた使い方も変わってくるのかなというふうな感じで考えております。

マスクにつきましては、大体用意していても3年ぐらいはもつと、もつというか、マスク自体は大丈夫だと思うのですが、耳にかけるゴムが何か3年ぐら이가大体期限なのだそうです。ということで、マスク本体は大丈夫らしいのですけれども、大体用意したものは3年ぐらიმოつようなものになってございます。というようなことで、また状況を見まして、追加のものがあれば、また用意していくというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中川正弘） 8番、日山議員。

○8番（日山正雄） 今おっしゃるとおり、やっぱり自分の体は自分で守るのが一番だと思いますし、公共の品もそんな簡単にまた配れるものではないと、こう思うのですが、ただ、情報といいますか、そういうものだけは早目な形で町民に知らせていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中川正弘） ほかに。

1番、小林議員。

○1番（小林泰三） ちょっと話は前後して済みません。今駐車場陥没の話が出たわけでございますが、そういえばふと思い出したような感じで申しわけございませんが、おおよそ25年か、どれぐらいい前か、現在星のまきばがあります。星野さんがやっていたらっしゃる喫茶店。あそこから石油公園までの間で、途中で道路が陥没したことがありまして、あれ越後交通でしたか、新潟交通ですか、何かバスがちょっとその穴にはまったという事故というか、事態があったわけで、そのときはあの地域の石油といいますか、ガスの鉱山法による権利といいますか、責任は帝石にあるということで帝石が何かそのとき全額補修されたというふうに記憶しているのですが、このたびのことにしましては帝石に云々とか、問い合わせとか、そういう話はあるのですか、ないのですか。ちょっとその点だけお願ひします。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） 確かにおっしゃるようなことはありました。あのときは確かに帝石さんで、復旧費の全額を負担していただいたように記憶しております。

今回につきまして鉾区の関係について確認いたしましたら、これは帝石さんの鉾区でした、入り組んでいるのですけれども。

それで、過去そういうことがあって、今でもそういう制度は続いているのですかという話を確認させていただいたのですが、いや、そういう制度はもうなくなっていて、あくまで技術的な援助はするけれども、復旧費についてはそれぞれの方々から負担してもらおうようになっていると。それは、過去はそうした経緯はあるというお話でした。したがって、今回復旧費について専決でお願いしたということでございます。

ガスの対応の措置につきましては、みんな帝石さんからアドバイスしていただいて、復旧工事の中ではガス抜きをして、他に影響の及ぼさないような工法で復旧という設計になっております。

以上です。

○議長（中川正弘） ほかにありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例  
制定

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第43号につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、本年3月31日に専決処分をいたしました。

改正の主なものとして、個人住民税では住宅ローン控除の創設に伴う規定及び各種課税の特例規定の整備など、また固定資産税では中越地震の特例期限の延長にかかわる規定の見直しなど、これらの措置を講ずるための一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、補足説明をさせていただきます。

3月の全員協議会で概略説明させていただいておりますが、資料1ページの税条例の一部を改正する条例の概要をご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、第1条から第4条の改正となっております。規定の整理のほか、条ずれ整理等もありますが、詳しくは資料4ページから36ページに新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願い致します。

最初に、1番の税条例の改正で、第1条による改正では、（3）、第27条、第36条の2、第36条の3、第36条の5で給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を、年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する規定の削除です。

それから（5）、第44条、資料1ページお願いします。新旧対照表ではなくて、資料の概要のほうの1ページのほうをご覧いただきたいと思います。新旧対照表のほうはボリュームがちょっと大きいので、まことに済みません。

（5）の第44条、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充に伴う規定の整備です。

（6）、第46条の2、第47条の固定資産に係る非課税措置の創設に伴う規定の整理です。

それから、次に同条で附則の改正ですが、今回の改正の主なこれが箇所ですが、（1）、第6条の3、第6条の3の2、第7条で、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設に伴う規定の整理です。

それから（3）、第9条の3、第9条の4ですが、阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震に係る固定資産税の特例が適用期限を迎えたことに伴う条ずれを含めての規定の整理です。したがって、中越地震は対象から償却資産を除外した上で、適用期限を2年延長して、平成18年度から22年度でしたが、平成18年度から24年度になります。

それから（4）、第10条以下ですが、土地に係る現行の固定資産税の負担調整及び下落修正措置



の延長に伴う規定の整備です。

次に、（５）から２ページの（１０）までは、個人住民税の課税の特例関係の規定の整備です。

次のページですが、第２条による改正ですが、（１）、第９条の２、第９条の３、第９条の４ですが、長期優良住宅を新築した場合の固定資産税の減額措置の導入による導入に係る規定の整備です。

それから、第３条による改正では、（１）、第１条、条例附則第２条の項ずれの修正。

（２）、第２条、上場株式等の配当所得、譲渡所得等に対する税率の特例を３年間延長することに伴う規定の整備及び項の削除による項ずれの修正です。

それから、第４条による改正では、昨年１２月議会で議決いただきました附則の第４項、経過措置に法律番号の追加の規定を整理する改正です。

以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第４３号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４３号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第４３号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第４３号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第４４号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例制定

○議長（中川正弘） 日程第８、議案第４４号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、本年3月31日に専決処分をいたしました。

改正の主なものとしては、介護納付金課税額の課税限度額の引き上げ及び国民健康保険税の軽減対象の見直し規定、また各種課税の特例の規定など、これらの所要の措置を講ずるための一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、補足説明をさせていただきます。

資料37ページの新旧対照表をご覧ください。最初に、第3条では介護納付金課税額の課税限度額9万円から10万円に引き上げる改正です。

次に、第10条では軽減対象の見直しで、いわゆる2割軽減についても一律軽減対象とする改正です。

次に、第11条ですが、第1項で介護納付金課税額の課税限度額の改正、第2項を削除することで2割軽減を一律軽減対象とする改正となります。

次に、38ページから43ページの附則第4項から第16項までは、項ずれ等も含め、国民健康保険税の課税の特例規定の整備です。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第45号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定  
について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第45号 出雲崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第45号につきましてご説明申し上げます。

人事院は、民間企業の賃金情勢と夏季一時金の状況の特別調査を緊急に行い、その結果、本年6月期の国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に0.2カ引き下げる勧告をしております。

また、新潟県人事委員会も同様の調査を行い、人事院と同様に一般職の0.2カ月分の引き下げを勧告しております。

本町におきましても国、県の取り扱い要請に基づき一般職の6月期の期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に0.2カ月引き下げることとし、また国の内閣総理大臣等特別職国家公務員の6月期の期末手当の支給月数を0.15カ月分、暫定的に下げることによって決めていますので、本町も同様、特別職3名の支給月数についても0.15カ月暫定的に引き下げることといたしました。

このたびの人事院勧告に関連するものでありますので、一括の改正によりまして、3条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

関連する条例につきましては、職員の給与に関する条例、特別職の常勤のものの給与及び旅費に関する条例、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、これ3条例が関係してございます。今回一括改正というふうなことでよろしくお願いたします。

内容的には、資料の3ページで人事院、県人事委員会、町の対応というふうなことで資料をのせてございます。

まず、第1条の職員の給与に関する条例改正につきましては、6月1日を基準日とするというふ

うなことで、6月期、6月30日に支給する期末・勤勉手当2.125カ月を0.2月凍結というようなことで暫定的に引き下げるといふものでございます。引き下げ後は、6月期が2.125だったのが1.925になるといふうなことでございます。内訳といたしましては、改正条文のとおり期末手当、期末分が0.15、勤勉が0.05というふうな2カ月でございます。

これによりまして、この引き下げによる影響額につきましては、本町一般職の場合ですと、430万円ぐらいは影響が出ると、減になるといふうなことでございます。

今回は凍結、暫定的といふうなことでございますので、今後例年ですと8月に人事院の勧告がございまして。その中でどのような今後の取り扱いになるか、その状況によりまして、今後の予算補正を対応させていただきたいといふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、第2条、第3条による三役の期末手当についての改正でございますが、6月期に支給する期末手当1.6カ月を0.15引き下げるといふうなことで、これも先ほどの町長の説明のとおり、内閣総理大臣等の特別職国家公務員の引き下げを参考に今回暫定的なものとするといふうなものでございます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 人事院勧告の中に理由づけとして、民間企業における夏季一時金に関する特別調査といふうなことが書かれているということなのですが、民間企業というのは営利目的でやっております。大企業については減税至れり尽くせりという状況の中で、さらに利益を上げている状況であります。

ところが、民間企業とさっき言いましたように、営利目的でやっているものですから、とにかく不景気だ、不景気だといって、賞与関係はやっぱり減らず、給与関係は減らず、そういう状況にあるわけですが、町長はそこら辺どう認識されているのか。そこら辺ちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 100年に1度の経済危機という中に、各企業も悪戦苦闘しているというようなことの中で、ご承知の派遣社員の首切りとかワークシェアリング、あるいはいろいろな意味で大変厳しい状況の中、企業もこの状況を乗り切って、次に備えるということの中にスリム化をしているということの中で、やはり給与におきましてもそうですし、ボーナス等におきましても、それ以上にやっぱり今までどおりではない、若干といいましょうか、ある程度痛みを伴うそれなりの対応をしておるといふことの現実の中で人事院の民間企業のそれらの状況を踏まえた中で公務員等々についてもそれに準じてボーナスなり、いろいろな面において厳粛に対応すべきという勧告をいただいたというふうに私は受けとめております。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 確かに町長言われるとおり、避けられない不況の中で大変苦勞されている企業もごございます、間違いなく。そうかといって、それは企業をだめだとか、そういうふうには言ってはおりません。ただ問題は、利益を上げている企業について、どこだか言いませんよ。それについて、あえて会社社長ならば、やっぱり自分たちの利益を、懐豊かにするためには手っ取り早いのは賃金を引き下げる、ボーナスを引き下げる、そういうことが往々としてやっぱりあるわけですよ。そういうのを統計的に見て、民間企業が大変だと。確かに事実だけれども、やっぱりそれをあえて、そうすれば一般の職員の方々は大変ではないのかと。いわゆる生活を切り詰めているわけですから、あえてやみくもに人事院勧告にそれをあえて右倣えみたいな形でやる必要はないのではないかと私は思っていますが、町長はどう思っているか、また聞かせてもらいたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 人事院勧告は、やっぱり公務員等に関する給与なりボーナスについては、そのときどきの社会情勢、経済情勢を勘案をして、その辺の調査を踏まえて、民間と公務員とのこの置かれている状況の中における格差是正というものを常に勧告する。企業は利益を上げて、それぞれのボーナスあるいは賃金が上昇するということになりましたら、当然それに準じてやっぱり公務員に対するも勧告は、上昇的な勧告が出されるということでございますので、私たちは法律で定められている人事院のいわゆるその性格なり、その権限と申しましょうか、それだけのものを持っているわけですから、私たちはその勧告をどう受けとめるかはそれぞれの自治体なり、それぞれの立場の皆さんです。

私は、この人事院勧告も賃金関係の、あるいはボーナス関係のその算出根拠はどこにあるのか。大企業の根拠とするのか、あるいは地方における10人、20人の雇用している企業を基準とするのか。その辺までいきますと、私はこれはまだまだ厳しい数字が出ると思います。そういう中に全体的ないわゆる企業の状況を押しなべてこういう勧告をされたということでございますので、私はこれは厳粛に受けとめるべきだと考えています。

○議長（中川正弘） 質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 議案第45号、第1条のみについて反対討論させていただきます。

理由は、町長に質問しましたが、世界的不況の中、政府は上向きとし、しかし現実的には依然として生活が大変という状況が続いており、生活費を切り詰めて、やっとプラスを維持しているように町民の方々は努力されておるわけであります。

一方、大企業、大資産家が政府の減税恩恵を受けて優遇されており、ますます格差が広がる状況にあります。

もう一つつけ加えるならば、悪魔のサイクルということが言われております。不況だから、経営者は大変として派遣労働者首切り、新入社員の給料を抑える。不況だから町職員の給料等も下げる。そうすると、生活が大変になり、切り詰める。そうすると、経済が回らない。また不況になります。この同じことを繰り返す状況なのです。町長において、職員が安心して生活を送る。職能を発揮してもらおう。そして、町外に買い物に出るのでなく、町内で買い物ができ、商店もそれを潤うと。したがって、議案第45号の第1条についてのみ反対であり、討論といたします。

以上。

○議長（中川正弘） ほかに討論ありませんか。

1番、小林議員。

○1番（小林泰三） 今田辺議員のほうから反対の趣旨での討論がありましたが、私は賛成の立場での討論を一言しゃべらせていただきたいと思います。

田辺議員がおっしゃることがまるで間違いだとか、そうは言いませんし、実際多少考えられる面もあります。しかし、今出雲崎町の現状を見ますと、仕事がゼロだなんていう会社が私は聞いておるだけでも何社かあります。ゼロということは、従業員の削減とか、給料の削減、その程度で済む問題ではないのだ。非常に大変な思いをなさっていると思いますので、そういった意味でも仕方がない、公務員だけが今までどおりの収入を保障してもらっているというのは若干疑義があるのではないかと思いますので、この提案について私は賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中川正弘） 起立多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号 町有財産の無償譲渡について

○議長（中川正弘） 日程第10、議案第46号 町有財産の無償譲渡についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第46号につきましてご説明申し上げます。

震災復興祈願式年次イベント第1弾出雲崎マリレビューウエディングⅡと銘打ちまして、昨年度に引き続き、この5月31日に天領の里夕凧の橋で結婚式を挙げられるカップルを募集し、そのうち1組にてまり団地1区画を無償でプレゼントする企画となっておりますが、3組の応募の中で、議案の「相手方」に記載のとおり、長岡市寺泊山田在住の若いお二人に決めさせていただき、4月23日に決定通知をお渡ししております。

てまり団地の無償プレゼントにつきましては、町有財産の無償譲渡ということになりますので、譲渡の相手先といたしまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足をさせていただきます。

ただいま町長の説明のとおりでございますが、詳しい内容は広報「いずもぎき」5月号で4月23日の決定通知の授与式をご紹介します。

また、あさって31日は10時、良寛堂からマリレビューウエディングⅡがスタートするというようなことになります。

それと、昨日の新潟日報に載ってございましたが、てまり団地分譲関係、分譲議決いただいた50区画、これにつきましてはすべてこれで終了というふうなことでなっております。

よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第3号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第11、発議第3号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、田中政孝議員。

○2番（田中政孝） ただいま議題となりました発議第3号について提案理由の説明をいたします。

100年に1度と言われる経済危機の中、人事院では民間企業の春季賃金改定において、夏季一時金が大幅に減少することがうかがわれることから、一般職国家公務員の6月期の特別給について、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当であるとの措置を本年5月1日に国会及び内閣に対し勧告がなされましたことは、皆様方ご案内のとおりであります。

これを受け、新潟県議会では5月25日の臨時会において、県議会議員の6月期期末手当について支給月数を0.15カ月分削減することとした条例の一部改正が既に行われております。

県内各町村議会におきましても同様の措置が実施される見込みであり、当町議会といたしましても現下の社会情勢、経済状況など、総合的に勘案、斟酌し、同様の措置を講じる必要があるものと判断し、本条例の一部改正について、中野勝正議員の賛同を得て、提案するものであります。

以上、よろしくご審議の上、何分ご理解とご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によ



り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 議案第45号で反対討論をいたしましたが、基本的には同じ内容であります。

しかし、その中で仕事についてはゼロの方もおられる。確かにそうであります。それを下支えさせるかどうかというのが町議員の仕事であります。どう發揮させるか。町は、独自に臨時職員を採用している、そういう状況もあります。これも短いような気もしますが、私としてはそういうふうなあらゆる手だてを尽くして下支えをする町づくりと、そういうことが必要だと思っております。そのための議員が安心して職能を發揮してもらい、その保障する必要があるということでもあります。仕事が確かにゼロという人は、それなりの頑張りをすると思います。そうだけれども、それを議員として下支えする、そういうことが望まれているわけですから、したがってこの発議第3号について反対であり、討論といたします。

以上。

○議長（中川正弘） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 6番。提出者に賛成する立場でお話しさせていただきます。

反対する人の考えも理解するところもありますが、人事院において実施した平成21年、民間企業における夏季一時金に関する特別徴収の結果を踏まえて、5月1日に国家公務員、人事院勧告されました。

そしてまた、新潟県人事委員会勧告は5月13日に職員の特別給、期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の過去1年間の支給実績を正確に把握し、これに職員の特別給の年間支給月数を合わせたこととしているが、民間企業における本年の夏季一時金の状況を踏まえ、勧告されたわけですので、議員も同じ扱いにすべきと考え、賛成させていただきます。

以上です。

○議長（中川正弘） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（中川正弘） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第3回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

(午前10時29分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長      中    川    正    弘

署名議員      田    中    政    孝

署名議員      南    波    榮    一